

設計業務等 条件明示マニュアル

平成 31 年 3 月

土木技術管理委員会

測量設計部会

1. はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）」の基本理念に「請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されており、また、第 7 条（発注者の責務）に「発注者は、基本理念に則り、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約相手方の決定、適正な利潤の確保、計画的な発注と適切な工期設定、設計図書に適切な施工条件の明示、設計図書に示された設計条件の変更等を適切に実施すること。」等が明記されています。

しかし、一部の土木設計業務において、特記仕様書等に業務実施に必要な条件が明確に明示されていないため、入札参加者にとって内容が分かりにくく、業務価格の積算にコストと時間を要している事例が見受けられます。

また、条件が明確でないため、業務の実施中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れなどの混乱が生じることがあります。

このような背景のもと、良質な成果を適正な工期で得るための条件明示を図る「設計業務等 条件明示マニュアル」を作成しました。

本マニュアルを積極的に活用していただき、適正で円滑な土木設計業務等の遂行に寄与することを期待します。

なお、本マニュアルは、現時点において、明示すべきと判断した内容であるため、今後の状況を踏まえ適宜加除改訂していきます。

2. 対象業務

測量業務、地質調査業務、土木系建設コンサルタント業務

3. 「設計業務等 条件明示マニュアル」の活用

3-1. 発注者サイド

1. 土木設計業務等（以下、業務等）発注時の設計図書に明示する条件等の確認資料として活用できます。
2. 積算や設計図書作成に先立ち、予め業務の目的・範囲、業務個所の環境、土地利用等の制約、当該道路の各種条件等の確認する際のマニュアルとして活用できます。
3. 積算担当者の現場確認も含め、事前調査・関係部局確認の効率化が図れます。
4. 業務等の経験に関わらず、統一的な条件明示が図れます。
5. 特記仕様書の作成に当たっては、別途、「土木系建設コンサルタント業務特記仕様書【標準様式と記載例】」も、必要な項目の選択の一助となります。

3-2. 受注者サイド

1. 業務等の提案書作成時や見積書作成時の条件等内容確認資料として活用できます。
2. 業務等遂行時において設計条件、設計協議等の各種変更や新たな課題が生じた場合における円滑な設計変更に活用できます。
3. 業務等の目的・範囲や業務個所の環境、土地利用等の制約、ならびに、設計条件等の確認時のマニュアルとして位置付けることにより、提案書作成時、見積書作成時のチェックリストや整理フォーマット（様式）として活用できます。
4. 業務等の経験が少ない場合には、参考資料として活用できます。

4. 「設計業務等 条件明示マニュアル」の活用時の留意事項

1. 本マニュアルは、積算や各種設計図書作成時の参考資料として活用するものであり、業務等契約上の拘束力を生じるものではありません。
2. 本マニュアルは、適正な業務等発注時や変更協議のため、設計図書作成時において条件明示の記載漏れがないかを確認するためのものです。
3. 本マニュアルは、既存の資料等をもとにして作成しており、すべての設計条件等を網羅したものではありません。設計条件等が本マニュアルに当てはまらない場合には、必要に応じて適宜、明示事項を追加して活用願います。
4. なお、「明示されない設計条件」や「明示事項が不明確な設計条件等」がある場合については、従来どおり契約書の関連する条項に基づき、受発注者間協議により適切に対応する必要があります。

設計業務等 条件明示マニュアル

特記仕様書	段階	対象	概要	留意点
3.業務概要	業務の目的	特記仕様書	「業務の目的」も含めてできるだけ具体的に明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的（設計条件など）を具体的かつ明確に明示する。 ・特に修正設計の場合については留意する。（修正設計（予備修正、詳細修正など）の場合、業務の目的がわからないことが多い。）
6.技術者	技術者	特記仕様書	共通仕様書に記載している以上の要件を求める場合は詳細に記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・資格等を義務付ける場合は、その資格を記載する。 ・業務経験を求める場合は、その確認ができる資料の提出も求める。
8.業務内容	設計条件	特記仕様書	「業務内容」において、設計条件（道路規格、計画交通量、設計流量など）を明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各設計段階での必要な設計条件は必ず明示し、設計条件が決定していない場合は、その旨を記載すること。（設計条件例） 道路：道路規格、設計速度、計画交通量、車線数、完成or暫定など 河川：法線、護岸タイプ、環境護岸の配置、基礎工型式、施工法など 電線共同溝：参画企業など
8.業務内容	現地踏査	特記仕様書	現地踏査の内容を超える調査が必要な場合は、現地調査として別途、具体内容を明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査の内容は業種ごとに共通仕様書に記載されているが、その範囲を超える調査が必要な場合は、現地調査として別途、具体的内容を明示すること。 ・特に、落石防護柵詳細設計等において、落石の調査等が必要な場合は別途計上すること。 ・業務中に現地踏査の内容を超える調査の必要性が生じた場合は、設計変更の対象とするものとし、特記仕様書（変更）に明示する。
8.業務内容	合同現地踏査	特記仕様書	詳細設計業務等、受発注者で設計条件や施工の留意点、関連事業の情報等を確認するため、合同現地踏査を実施する必要がある又は可能性がある場合、特記仕様書に明示する。	受注者からの提案により合同現地踏査を実施することがあるため、当初契約に入っていない場合は、合同現地踏査を希望する場合は、監督員と協議が必要であることを明記する。
8.業務内容	施工計画	特記仕様書	施工計画はその内容を具体的に明示し、標準歩掛の範囲を超える場合は、別途計上する。（施工計画範囲については、積算基準書に準拠すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書と数量総括表の不整合に注意し、必要に応じて設計変更の対象とする。 ・例えば、交差点詳細設計の標準歩掛では施工計画の項目はないが、特記仕様書に施工計画を記載している場合がある。 ・例えば、施工計画の範囲内として、工事用道路の詳細設計を要求してはならない。
8.業務内容	仮設設計	特記仕様書	仮設設計は詳細設計に含まれるものではなく、必要に応じて別途計上する。	詳細設計時に予測が困難な場合が多く、当初契約に入っていない場合は、変更の対象とすることを明記する。
8.業務内容	参考資料・参考図面	特記仕様書	業務発注に際して、位置図等を提示し、業務内容とその範囲を明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計内容とその範囲を位置図や他の図面で示し、業務内容を明確にする。 ・延長は起終点の測点を図上で明記する。 ・歩道設計、電線共同溝設計などは道路延長ではなく、設計延長（上下線）で示す必要がある。
9.成果品	履行期間前の一部納品	特記仕様書	関係機関協議、工事発注などの理由で工期前に納品する必要がある場合は、その理由と期日及び納品内容を明示する。	特記仕様書に記載がなく、初回打合せ時や業務途中等に工期前の一納品を要求することは業務工程に大きく影響する。

設計業務等 条件明示マニュアル

特記仕様書	段階	対象	概要	留意点
13.貸与品	貸与資料	特記仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与資料は業務実施に必要な資料とし、一覧表で明示する。 ・貸与資料は初回打合せ時に貸与することを原則とする。 ・また、受注者から資料貸与の要求があった場合もすみやかに対応する。 ・貸与資料は、その保存状態（紙or電子データ）を明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の貸与が遅れると、業務工程に大きく影響するため、すみやかに対応する。 ・構造物の維持管理データは、その内容、情報量によって、作業量や業務工程に大きく影響する場合がありますため、内容や保存状態と数量を明示する。
14.その他 (明示が必要な設計条件等)	特殊な条件	特記仕様書	基本設計条件以外にも特殊な条件や課題がある場合は明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川：付帯施設、環境上の留意点、施工計画上の条件など ・道路：環境上の留意点、施工計画上の条件、用地取得状況など
14.その他 (明示が必要な設計条件等)	関連業務、追加業務	特記仕様書	<p>当該区間における地質調査及び測量等、隣接区間の設計など、関連業務は業務工程管理の重要な要素であることから、関連業務の範囲および工期などを明示する。</p> <p>また、当該業務に地質調査及び測量等、隣接区間の設計など、追加が予定されている業務がある場合は、同様にその内容を明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に並行して実施する関連業務について、その範囲、内容及び工期を明示する。 ・当該業務に追加予定の業務（地質調査、測量、設計等）があれば、その内容を明示する。 <p><追加予定業務について履行期間前納品が必要であれば「履行期間前の一部納品」参照></p>
14.その他 (明示が必要な設計条件等)	関係機関協議（資料作成）	特記仕様書	関係機関協議用の資料作成が必要な場合は、協議先と協議回数を明示し、実施回数に応じて、変更の対象とすることを明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関協議用の資料作成が必要な場合は、協議先の関係機関及び協議回数を明示し、変更がある場合は監督員と協議の上、設計変更の対象とする旨を明示する。
14.その他 (明示が必要な設計条件等)	打合せ	特記仕様書	業務内容に応じた妥当な打合せ回数を明示し、実施回数に応じて変更の対象とすることを明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ回数は業務内容、工期、関係機関協議先などを考慮し、設定する。 ・打合せ回数を明示し、変更がある場合は監督員と協議の上、設計変更の対象とする旨を明示する。
	積算条件	見積参考資料	積算上の条件（補正など）に係る積算条件を明示し、変更がある場合はその条件を変更する。また、見積参考資料とも整合を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の地域・地形の補正や交通誘導警備員の人数は積算上重要なものであり、発注者と受注者で情報を共有する。 ・設計条件と積算条件を間違えないように注意する。